

第295回 役員会議事要録

日時 令和4年3月25日(金) 13時30分～16時05分
場所 第一会議室(本部管理棟3階)
出席者 学長 今岡春樹, 理事(研究・財務担当) 藤原素子,
理事(企画・広報担当) 小路田泰直, 理事(教育・学生担当) 小川英巳,
理事(産学連携担当) 野村剛, 理事(地域連携担当) 平井みどり
列席者 監事 三野博司, 監事 福田隆一, 副学長・事務局長 河本雅弘
議長 今岡学長

議事に先立ち、前回の記録を確認。

I. 審議事項

1. 学内諸規程等の改正等について

(1) 国立大学法人奈良国立大学機構理事長選考・監察会議規程の制定について

総務・企画課長から、資料1により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。なお、本会議の構成員の人数については、次回の設立推進協議会において議論を行う旨の説明があった。

(2) 国立大学法人奈良国立大学機構理事長解任に関する規程の制定について

総務・企画課長から、資料2により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(3) 国立大学法人奈良国立大学機構監事候補者選考会議規程の制定について

総務・企画課長から、資料3により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(4) 奈良国立大学機構事務組織規程の制定について

総務・企画課長から、資料4により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(5) 奈良国立大学機構事務分掌規程の制定について

総務・企画課長から、資料5により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(6) 奈良国立大学機構事務協議会規程の制定について

総務・企画課長から、資料6により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(7) 機構における組織及び役職等の英語表記に関する規程の制定について

総務・企画課長から、資料7により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4

年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(8) 国立大学法人奈良国立大学機構設立に伴う奈良女子大学関係規程の廃止に関する規程について

総務・企画課長から、資料8により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(9) 奈良女子大学学則の一部改正について

総務・企画課長から、資料9により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(10) 奈良国立大学機構保有個人情報管理規程の制定について

総務・企画課長から、資料10により説明があり、審議の結果、一部文言を修正の上で承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(11) 奈良国立大学機構保有個人情報開示等取扱規程の制定について

総務・企画課長から、資料11により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(12) 奈良国立大学機構保有個人情報開示等実施要項の制定について

総務・企画課長から、資料12により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(13) 奈良国立大学機構の保有する個人情報の開示決定等に係る審査基準の制定について

総務・企画課長から、資料13により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(14) 奈良国立大学機構特定個人情報等取扱規程の制定について

総務・企画課長から、資料14により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(15) 奈良国立大学機構特定個人情報等の適正な取扱に関する基本方針の制定について

総務・企画課長から、資料15により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(16) 奈良国立大学機構法人文書管理規程の制定について

総務・企画課長から、資料16により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(17) 奈良国立大学機構法人文書ファイル保存要領の制定について

総務・企画課長から、資料17により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(18) 奈良国立大学機構文書処理規程の制定について

総務・企画課長から、資料18により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(19) 奈良国立大学機構職員就業規則の制定について

総務・企画課長から、資料19により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(20) 奈良国立大学機構非常勤職員（短時間勤務職員）就業規則の制定について

総務・企画課長から、資料20により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。なお、非常勤職員の通算雇用期間について、令和4年9月までは、両大学のこれまでの定めで進めることとし、令和4年10月からは機構として一本化した規程を定める旨の説明があった。

(21) 奈良国立大学機構非常勤職員（定時勤務職員）就業規則の制定について

総務・企画課長から、資料21により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(22) 奈良国立大学機構職員採用等規程の制定について

総務・企画課長から、資料22により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。なお、懲戒に関する教育研究評議会の議について、令和4年9月までは、両大学のこれまでの定めで進めることとし、令和4年10月からは機構として一本化した規程を定める旨の説明があった。

(23) 奈良国立大学機構大学教員の資格に関する規程の制定について

総務・企画課長から、資料23により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(24) 奈良国立大学機構職員の労働時間、休暇等に関する規程の制定について

総務・企画課長から、資料24により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(25) 奈良国立大学機構に勤務する非常勤職員（短時間勤務職員）の労働時間、休暇等に関する規程の制定について

総務・企画課長から、資料25により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(26) 奈良国立大学機構職員給与規程の制定について

総務・企画課長から、資料26により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。なお、両大学における地域手当の相違については、附則において、第4期中期目標期間中に、人事院規則で定める支給割合とすることを記載することとした旨の説明があった。

(27) 奈良国立大学機構における職員の初任給、昇格及び昇給等に関する細則の制定について

総務・企画課長から、資料27により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(28) 奈良国立大学機構大学院担当手当支給細則の制定について

総務・企画課長から、資料28により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(29) 奈良国立大学機構入試業務手当支給細則の制定について

総務・企画課長から、資料29により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。なお、支給額の算定方法について、令和4年度以降も両大学で協議していく旨の説明があった。

(30) 奈良国立大学機構非常勤職員交通費支給要項の制定について

総務・企画課長から、資料30により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(31) 奈良国立大学機構再雇用職員就業規則の制定について

総務・企画課長から、資料31により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(32) 奈良国立大学機構職員休職規程の制定について

総務・企画課長から、資料32により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(33) 奈良国立大学機構職員育児・介護休業等に関する規程の制定について

総務・企画課長から、資料33により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(34) 奈良国立大学機構職員懲戒規程の制定について

総務・企画課長から、資料34により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(35) 奈良国立大学機構職員の懲戒の審査規程の制定について

総務・企画課長から、資料35により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(36) 奈良国立大学機構における懲戒処分の公表基準の制定について

総務・企画課長から、資料36により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(37) 奈良国立大学機構職員退職手当規程の制定について

総務・企画課長から、資料37により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(38) 奈良国立大学機構奈良女子大学年俸制（年俸制導入促進費適用）教員給与規程の制定について

総務・企画課長から、資料38により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(39) 奈良国立大学機構奈良女子大学年俸制適用教員給与規程の制定について

総務・企画課長から、資料39により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(40) 奈良国立大学機構職員出向規程の制定について

総務・企画課長から、資料40により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(41) 奈良国立大学機構クロスアポイントメント制度に関する規程の制定について

総務・企画課長から、資料41により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(42) 奈良国立大学機構テニユアトラック制に関する規程の制定について

総務・企画課長から、資料42により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(43) 奈良女子大学テニユアトラック制に関する審査基準要項の制定について

総務・企画課長から、資料43により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(44) 奈良国立大学機構大学教員の任期に関する規程の制定について

総務・企画課長から、資料44により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(45) 奈良国立大学機構期末手当・勤勉手当支給細則の制定について

総務・企画課長から、資料45により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(46) 奈良国立大学機構職員兼業規程の制定について

総務・企画課長から、資料46により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(47) 奈良国立大学機構職員研修規程の制定について

総務・企画課長から、資料47により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(48) 奈良国立大学機構職員表彰規程の制定について

総務・企画課長から、資料48により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(49) 奈良国立大学機構役員倫理規程の制定について

総務・企画課長から、資料49により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(50) 奈良国立大学機構役職員の再就職等の規制に関する規程の制定について

総務・企画課長から、資料50により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(51) 奈良国立大学機構テレワーク実施規程の制定について

総務・企画課長から、資料51により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(5 2) 奈良国立大学機構過半数代表者に関する規程の制定について

総務・企画課長から、資料5 2により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(5 3) 奈良国立大学機構安全衛生管理規程の制定について

総務・企画課長から、資料5 3により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(5 4) 奈良国立大学機構安全衛生統括委員会規程の制定について

総務・企画課長から、資料5 4により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(5 5) 奈良国立大学機構災害補償規程の制定について

総務・企画課長から、資料5 5により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(5 6) 奈良国立大学機構に勤務する職員の健康情報に関する取扱規程の制定について

総務・企画課長から、資料5 6により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(5 7) 奈良国立大学機構役員報酬規程の制定について

総務・企画課長から、資料5 7により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(5 8) 奈良国立大学機構役員退職手当規程の制定について

総務・企画課長から、資料5 8により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(5 9) 奈良国立大学機構事務職員等の人事評価実施規程の制定について

総務・企画課長から、資料5 9により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(6 0) 奈良国立大学機構におけるハラスメント防止等に関する取扱いについての制定について

総務・企画課長から、資料6 0により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日付け施行とすることとした。なお、当面の間は本取扱いで対応していくが、総務・財務担当理事のもと、機構全体のハラスメント防止体制を構築する旨の説明があった。

- (6 1) 奈良女子大学国際親善教授称号付与規程の一部改正について
総務・企画課長から、資料6 1により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日付け施行とすることとした。
- (6 2) 奈良女子大学古代学特別教授称号付与規程の一部改正について
総務・企画課長から、資料6 2により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日付け施行とすることとした。
- (6 3) 奈良女子大学教員の個人評価実施要項の一部改正について
総務・企画課長から、資料6 3により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日付け施行とすることとした。
- (6 4) 国立大学法人奈良女子大学非常勤職員（短時間勤務職員）就業規則の一部改正について
総務・企画課長から、資料6 4により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、本日付け施行、令和4年2月1日適用とすることとした。
- (6 5) 国立大学法人奈良女子大学職員給与規程の一部改正について
総務・企画課長から、資料6 5により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、本日付け施行、令和4年2月1日適用とすることとした。
- (6 6) 国立大学法人奈良国立大学機構一般事業主行動計画の制定について
総務・企画課長から、資料6 6により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。
- (6 7) 奈良国立大学機構奈良カレッジズ連携推進センター規程の制定について（修正案）
藤原理事から、資料6 7により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。
- (6 8) 奈良国立大学機構職員休職規程の制定について
藤原理事から、資料6 8により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。
- (6 9) 国立大学法人奈良国立大学機構監事監査規程の修正について
事務局長から、資料6 9により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。
- (7 0) 奈良国立大学機構謝金支給規程等の制定について
財務課長から、資料7 0-1～7 0-3により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和4年4月1日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和4年4月1日付け施行とすることとした。

(7 1) 奈良国立大学機構旅費規程等の制定について

財務課長から、資料 7 1 - 1 ~ 7 1 - 9 により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和 4 年 4 月 1 日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和 4 年 4 月 1 日付け施行とすることとした。

(7 2) 奈良国立大学機構会計規程の制定について

財務課長から、資料 7 2 により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和 4 年 4 月 1 日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和 4 年 4 月 1 日付け施行とすることとした。

(7 3) 奈良国立大学機構予算規程の制定について

財務課長から、資料 7 3 により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和 4 年 4 月 1 日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和 4 年 4 月 1 日付け施行とすることとした。

(7 4) 奈良国立大学機構における授業料その他の費用を定める規程の制定について

財務課長から、資料 7 4 により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、令和 4 年 4 月 1 日開催予定の機構役員会において承認の上は、令和 4 年 4 月 1 日付け施行とすることとした。

2. 国立大学法人奈良国立大学機構の設立に伴う法人登記について

事務局長から、資料 7 5 により国立大学法人奈良国立大学機構の設立に伴う法人登記について、名称及び代表者を変更するとともに、次の通り従たる事務所を設置することについて説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

- ・令和 4 年 4 月 1 日、奈良県奈良市高畑町（奈良教育大学）に従たる事務所を設置する。
- ・令和 4 年 4 月 1 日、奈良県奈良市北魚屋東町（奈良女子大学）に従たる事務所を設置する。

3. けいはんな歴史文化共同研究所の設置について

小路田理事から、資料 7 6 により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

4. 令和 4 年度予算配分（案）について

財務課長から、資料 7 7 により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

5. 福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科からの脱退について

小川理事から、資料 7 8 により説明があり、審議の結果、連合教職開発研究科から脱退する方向で進めることについて承認し、資料の文言を一部修正することとした上でこれを承認した。

6. その他

特になし

II. 報告事項

1. 奈良教育大学との連携協議について

学長から、資料 7 9 - 1 ~ 7 9 - 2 により報告があった。

2. 国大協総会について

学長から、資料 8 0 により報告があった。

3. 令和3年度国立大学法人等施設整備実施事業（補正予算）について
学長から、資料81により報告があった。
4. インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の概要の公表について
学長から、資料82により報告があった。
5. 工学部のAC教員審査について
学長から、大学設置・学校法人審議会において工学部のAC教員審査を受け、承認された旨の報告があった。
6. 第4期中期目標・中期計画について
小路田理事から、資料83-1～83-2により報告があった。
7. 国立大学法人奈良国立大学機構の設立に伴う規程整備について
事務局長から、資料84により報告があった。
8. 令和4年度資金運用計画について
財務課長から、資料85により報告があった。
9. 令和2年度監事監査報告における所見への対応状況について
事務局長から、資料86により報告があった。
10. 令和3年度監事監査報告について
三野監事から、資料87により報告があった。
11. その他
3月末日付けで退任する野村理事，平井理事，藤原理事，小路田理事，小川理事，河本副学長・事務局長，岩阪事務局次長/総務・企画課長から挨拶があった。

以 上